

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B町所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、トラック運転手として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午後6時頃、会社構内のトラックの中で休息していたとき、両手に力が入らない状態を自覚し、翌〇日になっても改善せず重い物を持ち上げられない状態になったほか、両大腿部にしびれを感じていたため、D整形外科に受診し「腰部脊柱管狭窄症」と診断されたが、同月〇日にはその症状は消退し、体に異常は感じなかったとしている。

その後、請求人によると、平成〇年〇月〇日午後11時頃、A県E市所在のF会社E支店において荷物を降ろした後、空の台車を押して同支店の構内を歩いていたところ、突然足がもつれて転倒し右肩を打撲したものの、作業を続け、翌〇日午前2時頃同支店を出発し、同日午前3時頃同社G支店に到着した。同支店では午前4時30分頃から荷降ろし作業を始めたが、作業の途中でトイレから戻る際、段差につまずいて転倒し左腰を打撲したとしている。

請求人は、同日、H病院に受診したところ「右肩関節打撲傷、腰部打撲傷、頸部打撲傷、腰椎化膿性脊椎炎の疑い、頸椎症性神経根症、腰部脊柱管狭窄症の術後」と診断されて帰宅したが、同月〇日痛みがひどくなったため同病院に救急搬送され「右肩関節打撲傷、腰部打撲傷、頸部打撲傷、腰椎化膿性脊椎炎、頸椎症

性神経根症、腰部脊柱管狭窄症の術後、右化膿性肩関節炎」と診断され入院した。同院を退院後も複数の医療機関で治療を続けている。

請求人は、これらの傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長は、請求人の傷病は業務上の事由によるものとは認められないとしてこれらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

（略）

### 2 当審査会の判断

（1）請求人は、業務中に転倒し右肩及び左腰を打撲したことが請求人に発症した傷病の原因であるので、請求人の傷病は業務上の事由によるものであると主張しているため、以下、検討する。

（2）請求人は、平成〇年〇月〇日から両手脱力症状を自覚し、翌〇日には両脚の脱力症状のためしりもちをつき、その後、同月〇日、〇日と足がもつれるなどして転倒し、右肩及び左腰を強打し、右肩痛及び腰痛を生じたとしている。これらの症状について、I医師は、「右肩関節打撲傷、腰部打撲傷、頸部打撲傷、腰椎化膿性脊椎炎、頸椎症性神経根症、腰部脊柱管狭窄症の術後、右化膿性肩

関節炎」と診断している。さらに I 医師は、平成〇年〇月〇日受付けの意見書において、請求人の傷病として上記傷病に加えて胸部の脊柱管狭窄症を認める旨、述べている。

(3) 請求人が、平成〇年〇月〇日以降度々転倒した原因について、I 医師は、平成〇年〇月〇日作成の労災補償実調記録書において、「請求人の転倒を引き起こした足の脱力は胸部脊柱管狭窄症に起因すると思われる。」と述べている。当審査会としては、I 医師の判断は、MR I 所見にも裏付けられており妥当と判断する。請求人が行った業務に転倒を引き起こす負荷要因は認められないことから請求人の転倒の主な原因は、請求人の私病である胸部脊柱管狭窄症であると判断する。

(4) 次に、請求人が平成〇年〇月〇日、〇日の業務中に転倒し、それぞれ右肩及び左腰を打撲し、その後、同部に強い疼痛が生じた原因について検討する。この点、I 医師は、平成〇年〇月〇日作成の労災補償実調記録書において、請求人の右肩及び腰部の疼痛の原因について、それぞれ、右化膿性肩関節炎、腰椎化膿性脊椎炎と診断している。請求人は、平成〇年〇月〇日、〇日の業務中に転倒し、それぞれ右肩及び左腰を打撲した際、すぐにはそれらの部位に痛みは感じなかったが、翌〇日朝から肩や腰の痛みがひどくなったと申述している。また、打撲した右肩や腰に骨折などの強い痛みを引き起こす傷病は認められないことから、当審査会としても、これらの痛みの主たる原因は、転倒・打撲ではなく化膿性右肩関節炎、腰椎化膿性脊椎炎であると判断する。これらは打撲部に開放性損傷等があれば、感染経路を容易に特定し得るが、請求人のように、右肩や腰部に擦過傷以外に明らかな外傷を認めない場合、感染経路の特定は困難である。この点、I 医師は、平成〇年〇月〇日作成の労災補償実調記録書において「転倒による打撲の傷口から細菌が侵入し、それが回って感染したということは否定しきれないが、一般的には考えられない。」と述べており、当審査会としても、請求人に発症した化膿性右肩関節炎、腰椎化膿性脊椎炎の感染経路は不明であり、したがって、業務上の負傷に起因する疾病とすることはできない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由は

ない。

よって主文のとおり裁決する。